

7 資 審 第 69 号  
令和 8 年 2 月 27 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

農薬の登録について（答申）

令和 6 年 11 月 18 日付け 6 消安第 4481 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

別添のとおり、グルホシネートを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 4 条第 1 項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上

# グルホシネート<sup>1</sup>

(glufosinate-ammonium)

## 1. 審議事項

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき新規申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

## 2. 経緯

### ① 申請及び諮問

令和 4 年（2022年）10月31日 登録の申請

令和 6 年（2024年）11月18日 農業資材審議会への諮問

令和 6 年（2024年）11月28日 農業資材審議会農薬分科会（第44回）への諮問の報告

### ② 農薬原体部会

令和 7 年（2025年）10月30日 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第26回）

### ③ 農薬使用者安全評価部会

令和 7 年（2025年）6月20日 農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会（第20回）

### ④ 農薬蜜蜂影響評価部会

令和 7 年（2025年）6月13日 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会（第17回）

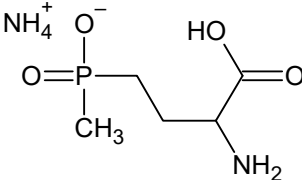
### ⑤ 農薬分科会

令和 8 年（2026年）2月17日 農業資材審議会農薬分科会（第50回）

---

<sup>1</sup> 登録名の「グルホシネート」はアンモニウムとの塩である一方で、ISO 名の「グルホシネート」は酸体を指している。本資料においては、登録名を指す場合には単に「グルホシネート」とし、酸体を指す場合には「グルホシネート酸」とする。ただし、ISO 名の「グルホシネート」として記載されている各評価機関の資料を元に記載した箇所については、酸体を指す旨の脚注を付して「グルホシネート」と記載することとする。

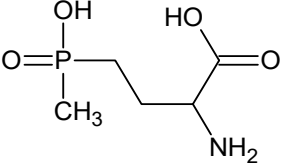
### 3. 審議農薬の基本情報

- ① 化学名 (IUPAC) グルホシネート  
ammonium [(3*RS*)-3-amino-3-carboxypropyl]methylphosphinate
- ② CAS 登録番号 77182-82-2
- ③ 分子式  $C_5H_{15}N_2O_4P$
- ④ 構造式 
- ⑤ 分子量 198.16
- ⑥ 初回登録年 新規申請
- ⑦ 用途 除草剤
- ⑧ 作用機作 グルホシネートは、植物中のグルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられている。(HRAC分類：10)
- ⑨ 主な適用作物 果樹、野菜、麦等
- ⑩ 使用方法 雑草茎葉散布
- ⑪ 登録申請農薬 別紙1参照

#### 4. 農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における評価結果の概要

##### (1) 農薬原体部会 (別紙2 (1) 参照)

###### ① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

有効成分			
一般名又は略称	化学名	構造式	含有濃度
グルホシネート酸	DL-ホモアラニン-4-イル(メチル)ホスフィン酸		900 g/kg 以上

###### ② 農薬原体中のグルホシネート酸の分析法

グルホシネートの農薬原体を水に溶解し、陰イオン交換カラムを用いてイオンクロマトグラフ (IC) により水酸化カリウム水溶液で分離し、電気伝導度検出器 (CD) によりグルホシネート酸を検出及び定量する。定量には絶対検量線法を用いる。

###### ③ 農薬原体の組成分析

グルホシネートの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、グルホシネート酸及び 1 g/kg 以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は1005～1008 g/kgであった。

###### ④ 不純物の毒性

農薬の製造に用いられるグルホシネートの農薬原体中に含有されている不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

###### ⑤ 農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられるグルホシネートの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった。

## (2) 農薬使用者安全評価部会（別紙2（2）参照）

別紙2（2）に基づきグルホシネート農薬原体を用いた急性吸入毒性及び皮膚感作性並びに製剤を用いた急性経口毒性、急性経皮毒性、皮膚刺激性、眼刺激性及び皮膚感作性に関する試験成績を審議した。

下記のとおり眼刺激に係る注意事項及び適用場所が公園、堤とう等である場合の注意事項を付すこととすれば、農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれはないと判断した。

### ア 農薬使用者に係る注意事項

- 1) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- 2) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをする。
- 3) 公園、堤とう等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。
- 4) 使用残りの薬剤は必ず安全な場所に保管すること。

(3) 農薬蜜蜂影響評価部会（別紙2（3）参照）

① ミツバチ影響試験の結果

各試験で得られたグルホシネートのミツバチに対する毒性値は以下のとおり。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48 h LD <sub>50</sub>	>100 µg ai/bee
	単回経口毒性		>92.4 µg ai/bee

② 毒性の強さから付される注意事項

ミツバチ影響試験の LD<sub>50</sub> は 11 µg/bee 以上であったため、注意事項は要しない。

## 5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

4. (1) ①の規格に適合するグルホシネート原体を用いて製造される別紙1に掲げる農薬について、以下のとおり判断することができる。

### 一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) 及び(3)のとおり、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における評価の結果、本号に該当しない。

### 六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会における評価の結果（別紙2（4））、下記②のとおり設定された食品中の残留農薬基準を踏まえて暴露評価を実施したところ、使用した農作物中の残留濃度に基づく食品からのグルホシネート<sup>2</sup>の摂取量は、申請された使用方法で使用する限り、食品安全委員会における評価の結果（別紙2（5））、下記①のとおり設定されたADI（許容一日摂取量）及びARfD（急性参照用量）を超えないことから、本号に

---

<sup>2</sup> グルホシネート酸を指す。

該当しない。

① ADI 及びARfD

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき、グルホシネートの食品健康影響評価の結果として、以下のとおり ADI 及び ARfD を設定し、令和7年（2025年）2月6日付けで消費者庁に通知している。

ADI 0.0091 mg/kg 体重/日

ARfD 0.01 mg/kg 体重

② 食品中の残留農薬基準

内閣総理大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、グルホシネート<sup>2</sup>の食品中の残留農薬基準を以下のとおり設定し、今後、告示する予定となっている。

基準設定対象：グルホシネート<sup>2</sup>

食品中の残留農薬基準

食品名	残留基準値 (ppm)
米（玄米をいう。）	0.2
小麦	0.04
大麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.3
大豆	2
小豆類	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らっかせい	0.1
その他の豆類	0.2
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1
かんしょ	0.04
やまいも（長いもをいう。）	0.2
こんにゃくいも	0.2
てんさい	2
さとうきび	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.3
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.1
はくさい	0.03

食品名	残留基準値 (ppm)
キャベツ	0.03
ブロッコリー	0.03
その他のあぶらな科野菜	0.2
ごぼう	0.2
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.4
その他のきく科野菜	0.5
たまねぎ	0.1
ねぎ (リーキを含む。)	0.1
にんにく	0.1
にら	0.1
アスパラガス	0.4
わけぎ	0.1
その他のゆり科野菜	0.1
にんじん	0.1
パセリ	0.7
セロリ	0.04
みつば	0.1
その他のせり科野菜	0.1
トマト	0.03
ピーマン	0.03
なす	0.03
その他のなす科野菜	0.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.03
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜	0.1
ほうれんそう	0.03
たけのこ	0.2
オクラ	0.1
しょうが	0.3
未成熟えんどう	0.03
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.1
その他の野菜	0.3
みかん (外果皮を含む。)	0.05
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05

食品名	残留基準値 (ppm)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実	0.05
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
マルメロ	0.1
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.1
もも (果皮及び種子を含む。)	0.2
ネクタリン	0.2
あんず (アプrikottを含む。)	0.2
すもも (ブルーンを含む。)	0.2
うめ	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	0.3
いちご	0.3
ラズベリー	0.1
ブラックベリー	0.01
ブルーベリー	0.1
クランベリー	0.01
ハックルベリー	0.1
その他のベリー類果実	1
ぶどう	0.2
かき	0.1
バナナ	0.2
キウイ (果皮を含む。)	0.6
パパイヤ	0.1
アボカド	0.1
パイナップル	0.1
グアバ	0.1
マンゴー	0.1
パッションフルーツ	0.1
なつめやし	0.1
その他の果実	0.2
ひまわりの種子	0.05
ごまの種子	0.1
綿実	15
なたね	2
ぎんなん	0.1

食品名	残留基準値 (ppm)
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類	0.1
茶	0.3
コーヒー豆	0.1
ホップ	0.9
その他のスパイス	0.5
その他のハーブ	0.5
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	6
豚の肝臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6
牛の腎臓	6
豚の腎臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6
牛の食用部分	6
豚の食用部分	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6
乳	0.2
鶏の筋肉	0.2
その他の家きんの筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.6
その他の家きんの肝臓	0.6
鶏の腎臓	0.6
その他の家きんの腎臓	0.6
鶏の食用部分	0.6
その他の家きんの食用部分	0.6
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
はちみつ	0.05

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、畑地ほ場土壌残留試験におけるグルホシネートの50%消失期（DT<sub>50</sub>）は、火山灰埴壤土（岩手）で5日、洪積砂壤土（福島）で6日、火山灰埴壤土（茨城）で11日、沖積埴壤土（埼玉）で10日、総グルホシネート<sup>注1</sup>のDT<sub>50</sub>は、火山灰埴壤土（岩手）で37日、洪積砂壤土（福島）で8日であったことから、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月2日農林省告示第346号）第2号に照らし、本号に該当しない。

注1）：土壌中の評価対象化合物であるグルホシネート及び代謝物MPPAの含量値（グルホシネート等量換算）

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会における評価の結果（別紙2（6））、以下のとおり水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準が設定されたが、グルホシネート<sup>2</sup>の水域環境中予測濃度が当該基準を下回っていることから、本号に該当しない。

① 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、グルホシネート<sup>2</sup>の水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和6年（2024年）3月14日に告示している。

農薬登録基準（水域の生活環境動植物） 7,300 µg/L（7.3 mg/L）

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会における評価の結果(別紙2(7))、以下のとおり水質汚濁に係る農薬登録基準が設定されたが、グルホシネート<sup>2</sup>の水質汚濁予測濃度が当該基準を下回っていることから、本号に該当しない。

① 水質汚濁に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、グルホシネート<sup>2</sup>の水質汚濁に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和7年(2025年)10月23日に告示している。

農薬登録基準(水質汚濁)                      0.024 mg/L

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

申請時点において、本号の規定に基づく省令は定められていない。

別紙 1

グルホシネートを有効成分として含む登録申請農薬一覧

登録番号	農薬の名称
—	T A J

## 別紙 2

### 参照資料一覧

- (1) グルホシネートの農薬原体の組成に係る評価報告書（農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会 令和7年10月30日）
- (2) グルホシネート農薬使用者安全評価書（農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会 令和7年6月20日）
- (3) グルホシネート農薬蜜蜂影響評価書（農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会 令和7年6月13日）
- (4) グルホシネート（食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会 令和7年11月28日）
- (5) 農薬評価書 グルホシネート（食品安全委員会 令和7年2月6日）
- (6) 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料 グルホシネート（中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 令和5年9月27日）
- (7) 水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料 グルホシネート（中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 令和7年3月21日）